

○青森県知事表彰（1者）

受賞者（1）：**株式会社佐藤惣建設（弘前市）**

○これまでの受賞歴

・青森県県土整備部長表彰（平成28年度受賞）

○活動開始：平成15年（2003年）

○活動内容：清掃活動等

国道7号及び県道石川百田線等において、定期的に清掃活動を行っており、道路の環境美化に貢献している。



○青森県県土整備部長表彰（2者）

受賞者（1）：加藤 とし子（弘前市）

○これまでの受賞歴：なし

○活動開始：平成9年（1997年）

○活動内容：清掃活動

県道弘前岳鯨ヶ沢線及び岩崎西目屋弘前線等において、道路の清掃作業を実施しており、道路の環境美化に貢献している。



受賞者（2）：株式会社山田組（三戸町）

○これまでの受賞歴：なし

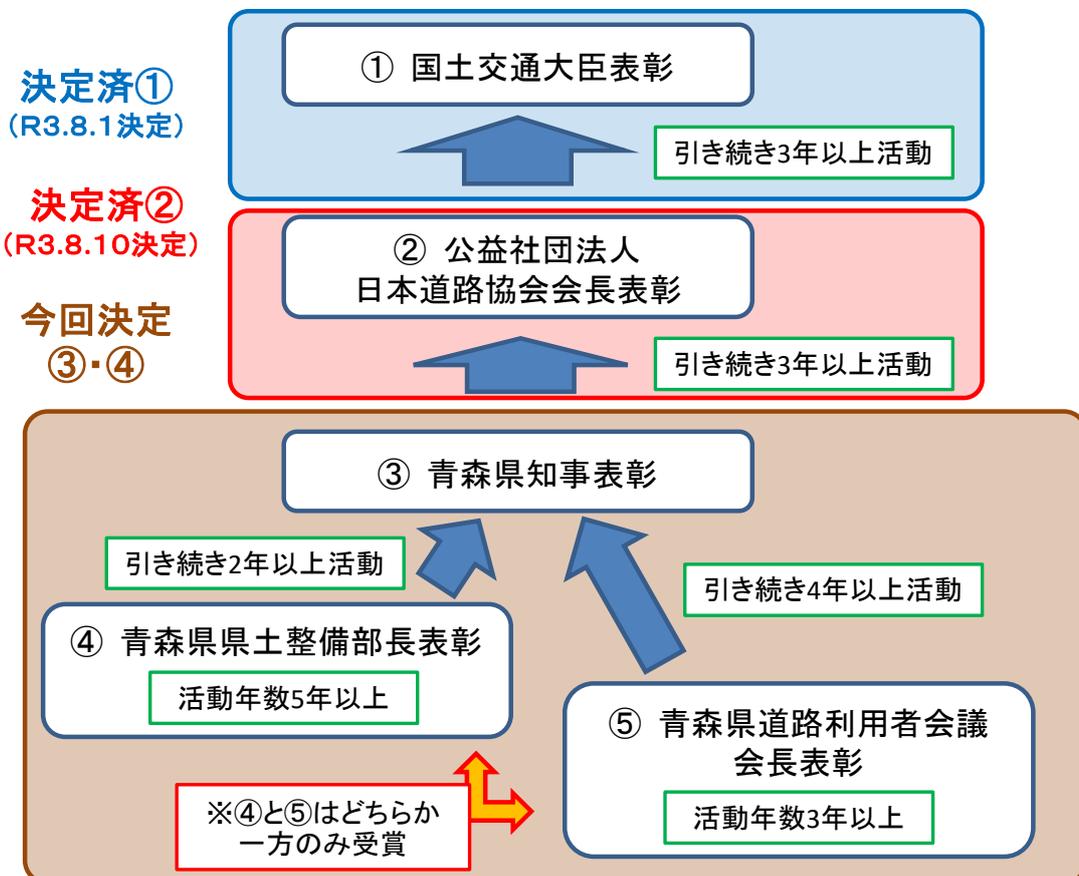
○活動開始：平成28年（2010年）

○活動内容：清掃活動

国道4号等において、道路の清掃作業及び除草作業を実施しており、道路の環境美化に貢献している。



道路愛護等功労者表彰の種類及び推薦基準等について



【上記の流れ等について】

- 道路愛護等功労者に対して、県が表彰又は推薦しているものは上記の5種類
- 活動年数の浅い順に(④ or ⑤) ⇒ ③ ⇒ ② ⇒ ①の順番で表彰しており、原則として、より上位の表彰を受けるためには、下位の表彰を受けていることを要件としている。
- ①及び②については、国土交通省及び財団法人日本道路協会から該当する団体及び個人の推薦依頼があり、県から推薦を行っている。
- ③・④及び⑤については、青森県道路利用者会議会長(今年度の会長は吉田満氏(深浦町長))及び道路課長を審査員とする審査会により、受賞者を決定している。

【青森県道路愛護等功労者表彰実施要綱より(抜粋)】

- 第1条(目的)
道路の愛護等について功績が顕著な団体及び個人の表彰に関する必要な事項を定め、もって道路愛護精神の高揚を図ることを目的とする
- 第2条(表彰の対象)
 - ① 道路の清掃又は植樹等道路の愛護、環境の整備に努め、功績が顕著であること。
 - ② 不適正な道路使用の防止等道路の有効利用に努め、功績が顕著であること。
 - ③ 道路交通情報等の提供又は防災活動等道路の安全と交通の確保に努め、功績が顕著であること。